

令和3年 第5回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年4月26日 午後2時00分から3時25分
2. 開催場所 201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀	主任	紫藤 花織

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和3年第5回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 中里 和子 委員 高橋 光行

11. 議決事項及び議事の要領

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請の1番から2番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の譲受人は、約1.7haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、代物弁済により申請地を譲り受けることになりました。貸付地は約1.3haで不耕作地及び借入地はありません。3条の申請に至った経緯に関しましては、譲受人と譲渡人双方の親の時代に金銭の貸し借りがあり、金銭を借りた譲渡人側が返済する前に当人同士が亡くなり、子どもである譲受人と譲渡人へとその権利が引き継がれました。しかしながら、これについても返済する前に譲渡人が亡くなり、親の時代の貸し借りで金額もはっきりしないことから、譲渡人の相続財産管理人と協議し、申請地を金銭の代わりに譲り受けることになり、申請に至りました。

申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されていました。全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番の案件の譲受人は、約0.6haの農地を耕作している農家です。不耕作地、借入地及び貸付地はありません。経営規模拡大のため、売買により申請地を譲り受けることになりました。

申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されていました。全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業にも従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番案件 三芳野地区 高橋委員、2番案件 大家地区 澤田委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件は、親の代で金銭の貸し借りがあり、親の死後その権利が譲受人と譲渡人に引き継がれたものですが、譲渡人が亡くなってしまいました。しかし、親の代で申請地の仮登記をしていたことから、協議の上、代物弁済で申請地を譲り受けることになったものです。農地は適正に管理されています。

以上のことから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 2番案件では、譲受人は主として専業農家で農業に従事しています。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、高齢のため規模の縮小を図りたく譲り渡すことになったものです。現地を確認し、農地は適正に管理されています。

以上のことから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 質疑等はございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案15号は許可と決定します。

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請の1番から7番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の譲受人は、片柳にある専用住宅で妻と子ども2人の4人で生活しています。申請人は、脳梗塞の罹患による足の痺れで、1人で起き上がるのが困難な時があり、脳梗塞がいつ再発するか分からない状態でもあるため、バリアフリーの住宅の建築を希望しています。現在の宅地はおよそ100㎡しかなく希望の住宅を建築できないことから、現在の宅地を売却し、申請地で住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、鶴ヶ島市にある職場まで車で通勤が可能であること、片柳にある実家まで行き来が容易にできること、生活環境が現在とあまり変わらないこと、車の駐車スペースが3台分確保できることです。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

一般基準では、資力については、全額を自己資金でまかない、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の譲受人は、市内の実家で妻と子ども2人と申請人の両親及びおじの7人で生活しています。子どもの成長にともない、家財道具が増え、手狭になったことから住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、実家の隣地であり行き来が容易であること、東松山市内の勤務地まで通勤が可能であること、車3台分の駐車スペースが確保できること等です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。なお、写真に写っている木はプルーンの木であり、果樹であるため、事務局では問題ないと考えます。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

一般基準では、資力については、全額を融資でまかない、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の譲受人は、泉町のアパートで妻と子ども2人の4人で生活しています。家財道具等が増えて手狭になったことから住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、妻の実家が川島町にあり行き来しやすいこと、子どもの小学校の学区が変わらないこと、車2台分の駐車スペースが確保できること等です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

一般基準では、資力については、全額融資でまかない、申請地の住宅建築の妨げ

となる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の譲受人は、昭和30年に事業所を構え、土木、建築工事、廃棄物の収集運搬、運送業等を行っている法人です。平成30年に運送業部門を移設し、現在まで事業を行っています。現在の駐車場には16台分の駐車スペースがありますが、トラックを16台所有しているため、従業員の自家用車を置くスペースが確保できず、自家用車はトラックと入れ替えしながら駐車している状況で、効率が悪く苦労しているため、駐車場の敷地拡張を計画しました。

申請地の選定理由は、事業所及び駐車場の隣地に申請地があり、一体での利用が可能であるためです。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。なお、既存敷地と申請地の間にはコンクリートブロックのフェンスがありますが、これを撤去し、車両の行き来ができるように計画しています。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請目的が第1種農地の不許可の例外である既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第36条に該当すると考えられます。

一般基準では、資力については全額自己資金でまかない、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については砂利敷きのため浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の譲受人は、泉町のアパートで妻と2人で生活しています。家財道具等が増えて手狭になったことから住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、妻の実家が仲町にあり行き来しやすいこと、夫婦の勤務先が東松山市と滑川町にあり、通勤時間が短縮できること、妻が電車通勤のため駅まで徒歩で通えること、自然豊かで子育てに適していること、車3台分の駐車スペースが確保できること等です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

一般基準では、資力については、全額を融資でまかない、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て水路へ放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の譲受人は、芦山町のアパートで妻と子ども2人の4人で生活しています。子どもが成長し、家財道具等が増えて手狭になったことから住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、勤務地のある朝霞市まで、現在と変わらず通勤出来ること、小学校の学区が変わらないこと、妻の友人が片柳にいたため行き来が容易であること等です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

一般基準では、資力については、自己資金及び融資でまかない、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の譲受人は、狭山市にあるアパートで、夫婦2人で生活しています。家財道具等が増えて手狭になったことから、住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、夫婦の実家が寄居町と飯能市で、坂戸市はそれらの中間にあたり行き来がしやすいこと、友人が片柳に住んでいて行き来が容易であること、小学校の各学年で4クラス程の規模があり、自校で調理を行い、子どもの食育に力を入れていて、子育て環境が整っている場所であること、車の駐車スペースが3台分確保できること等です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

一般基準では、資力については、自己資金及び融資でまかない、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1、2番 勝呂地区 野口委員、黒川委員 3番～6番 坂戸地区 松永委員 7番 入西地区 齊藤委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人は、資金的に問題はありません。体調不良があり、今後のことを鑑みると、近隣に特別養護老人ホームがあることなども環境としては望ましいと考えます。譲渡人は夫婦ともに高齢者であり、耕作はしておらず、農地の管理のみ行っています。周辺地域にも宅地が広がっており、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件の譲渡人は譲受人の祖父で、施設に入所しており、耕作はしていません。譲受人は生まれ育った土地を守りたいという理由もあり、申請に至りました。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件の譲渡人は、父親が亡くなった際に農地を譲り渡すことに決め、順次手放している状況です。周辺には住宅地が広がり、生活排水は合併浄化槽で処理後、水路放流となっているため周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件の申請地は、もともと田でしたが、水はげが非常に悪く、譲渡人が苦慮していたところ、譲受人から申し出があり申請に至ったものです。雨水排水については砂利敷きのため浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 5番、6番案件については、同じ譲渡人であるため一括して説明させていただきます。譲渡人はもともと花屋を営んでおり、農業についての知識がなく、耕作が困難なため、売却することとし申請に至ったものです。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 7番案件の譲渡人は、耕作しておらず、土地を順次手放している状況です。生活排水は合併浄化槽で処理し水路に放流することとなっており、周辺の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 質疑等はございますか。

委員 4～6番の案件について、地目は田ですが、現況は畑のように見えます。問題はないのですか。

事務局 登記簿の地目と現況が異なる場合については、届出がされていない場合は手続きが必要ですが、農地として利用していれば問題はありませんので、地目が現況と異なることを以て、本申請の許可不許可が決まるものではありません。

委員 5番の案件はもともと桑畑で、6番の案件は田でしたが、耕作をしなかったために荒れ放題でした。申請地の傍に農業用水路があり、使用するために草刈りをしたところ、用水路内に草が散乱している状態でしたので、今後の営農に影響が出ないよう適切に管理することが重要だと考えます。

委員 田を畑に変えるための盛土については、農地転用の許可申請が必要ですか。

事務局 農地内の土を整地する場合は対象になりませんが、農地に土を入れたり出したりする行為は、農地改良の対象となり、届出もしくは許可申請が必要です。

委員 4番については、本来なら農地転用の前に農地改良の申請が必要だったということですか。

事務局 農地改良の申請をしなければいけない理由は、農地改良を行っている間は、その土地が農地ではなくなってしまうからです。したがって、農地改良の申請をしないことは手続き上の不備ではありますが、結果として引き続き農地として利用されている場合、違反として対処するのは難しく、これにより農地と見なさないなどの取扱いはしていません。

議長 では、採決を行います。

農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案第16号は許可相当と決定します。

議案第17号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第17号 農用地利用集積計画（案）について審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

4月分の農用地利用権設定申出は、一般分のみで、更新1件、3筆、面積2,800㎡、新規4件、8筆、面積6,572㎡、解約は一般分のみで、3件、4筆、3,266㎡のため、令和3年5月1日設定後の利用集積面積は、2,946,825.52㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思います、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり決定します。

報告第5号 専決処分の報告について

議長 報告第5号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出1件、第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出1件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。
(質問・意見なし)

次第4 その他

議長 次第4 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について、資料により説明します。

議長 その他について、委員さんから何かありますか。
(質問・意見なし)

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事が総て終了したため、令和3年第5回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和3年4月26日

坂戸市農業委員会

会長

署名委員

署名委員